

都市再生整備計画

とやましちゅうしんしがいちちくだい き
富山市中心市街地地区(第5期)

とやま とやま
富山県 富山市

令和8年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	■

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	富山県	市町村名	とやまし 富山市	地区名	とやましちゆうしんがいちちく だい き 富山市中心市街地地区(第5期)	面積	436 ha
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度	交付期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度				

<p>目標</p> <p>目標-1 “車がなくても移動しやすい街”の形成 目標-2 “人や文化、産業が交流する街”の形成 目標-3 “住みたい・住み続けたい街”の形成</p>		
<p>目標設定の根拠</p> <p>都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 本格的な人口減少や高齢化、公共交通の衰退、都市の維持管理コストやCO2排出量の増大、激甚化する風水害など都市を取り巻く諸課題に対応が必要となる中、富山市は、鉄軌道をはじめとする公共交通のサービスレベルを高めることで活性化させ、公共交通沿線に居住、商業、文化等の都市の諸機能を集約させることで、車が自由に使えなくても日常生活に必要なサービスを受け、経済的に効率的で環境にも高齢者や子育て世代にも優しい「コンパクトなまちづくり」を推進することで、持続可能な都市経営の実現を目指すしている。 加えて、富山市は平成17年4月に7つの市町村が合併してできた都市であり、市町村合併により増大した類似の公共施設や、学校跡地などの公的不動産を、公共施設の再編整備に関する基本方針に基づき適切に管理しながら、コンパクトなまちづくりを基本に統合を行っている。 令和2年3月には、路面電車が南北接続し、富山駅高架下において高速鉄道とLRTが立体で交差する世界でも類を見ない交通結節点が整備されたほか、中心市街地の再開発による「ガラス美術館」「図書館」等の整備がなされたところである。今後も既存ストックの維持活用と、都市機能の集約を基本にしながら、さらなる産業の育成を図るとともに、居住、商業、教育、福祉、文化などバランスよく都市の総合力を高め、質の高い持続可能な都市への再編を図り、誰もが暮らしやすく、災害に強い市街地への再生を図ることを目標とする。</p> <p>まちづくりの経緯及び現況 本市は、モータリゼーションや商業施設、住宅、業務施設等の都市機能の郊外化(拡散)が進化した結果、中心市街地では定住人口の減少、昼間人口の減少、少子高齢化の進展などの人口問題、小売販売額及び小売店舗数の減少などの地域商業の問題、中心市街地の相対的なポテンシャル低下に伴う、公共交通の運行本数減少などの公共交通サービス水準の問題等が複合的に影響しあい、地域活力の低下に歯止めがかからない状態となった。 このような状況を受け、平成11年9月の「富山市中心市街地活性化基本計画」の策定をはじめとして、平成16年、平成21年、平成28年、令和2年の「都市再生整備計画」の策定(第1期・2期・3期・4期)、平成19年、平成24年、平成29年、令和4年の「中心市街地活性化基本計画」の認定(第1期(全国第一号認定)、2期・3期・4期)等による中心市街地の活性化のための総合的かつ一体的な取組みを行ってきた。中でも、総曲輪フェリオ(総曲輪通り南地区市街地再開発事業)やグランドプラザ等の開業による賑わい創出効果は、周辺地域において再開発の動きを活性化させるなど、沈滞傾向にあった中心市街地の活力の創出に大きく寄与している。また、「西町南地区市街地再開発事業」における「富山市ガラス美術館」、「富山市図書館本館」の整備により、中心市街地における更なる賑わいの向上や、来街者の増加が見込まれている。 併せて、TMOである榊市民プラザを中心に中心市街地で様々なイベントやソフト的な取組みが実施されているなど、中心市街地の活性化に向け市民の積極的な参加の取組みが広がる動向もみられる。加えて、富山駅北口のブルーパール整備に伴い都心部においてはエリアマネジメントが進展しており、今後はより一層、地域自らがまちの価値向上を目指すまちづくり会社などによるエリアマネジメントの取組を推進するとともに、官民協働の都市開発事業を推進する。</p>		
<p>課題</p> <p>○来街者の増加 ・これまで続いてきた公共交通利用者数の減少に歯止めがかかる兆しがみえてきたが、本地区において「来街者の増加」は、依然として大きな課題である ・具体的には、以下のような課題が残されている ①公共交通の地区内における利便性向上 ②公共交通の地区外からのアクセス性向上 ③歩行者・自転車によるアクセス性・回遊性の向上</p> <p>○賑わいの維持・魅力創出 ・総曲輪フェリオやグランドプラザ、ガラス美術館等の整備によって、スポッポ的には賑わいが創出されたが、本地区全体では「賑わいの維持・魅力創出」は、依然として大きな課題である ・具体的には、以下のような課題が残されている ①賑わい拠点・文化資源の積極的な活用 ②観光・交流機能の強化</p> <p>○人口の定着化 ・これまで減少が続いてきた居住人口は、下げ止まりの兆しがみえてきたが、本地区において「人口の定着化」は、依然として大きな本地区の課題である ・具体的には、以下のような課題が残されている ①多様なニーズに対応できる住宅の整備促進 ②住民の憩いの場の拡充</p>		
<p>将来ビジョン(中長期)</p> <p>【富山市総合計画】 ○都心整備の基本方針 ①賑わい拠点の創出 ②就業の場の維持・拡大 ③まちなか居住の推進 ④拠点とネットワーク ⑤公共交通の利便性の向上</p> <p>【富山市都市マスタープラン】 ○地域別構想(富山中央地域):まちづくりの主要方針 ①富山駅周辺における交通結節機能の強化及び南北一体的なまちづくり ②中心商店街等における再開発の促進及び賑わいの拠点づくり ③公共交通の利便性や都市機能のストックを活かしたまちなか居住の推進 ④水と緑の資源を活かした潤いのある都心空間の形成</p> <p>【富山市中心市街地活性化基本計画】 ○目標と施策の三本柱 ●公共交通の強化と魅力ある都市空間の創出 ～公共交通の利便性の向上、魅力ある都市空間の整備～ ●伝統と革新が融合した商業・賑わいの再生 ～質の高い文化等の享受と創造、まちの魅力による地域の活性化～ ●誰もが生き生きと暮らし活躍している選ばれるまち ～まちなか居住の推進～</p>		

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【整備方針－1】 交通環境の向上</p> <p>○公共交通へのアクセシビリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内電車等の利用促進、地区内交通アクセシビリティの向上などによる中心市街地の核(コア)部分へのアクセシビリティの向上等を図るため、都市計画道路等の整備を実施する。 <p>○公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節機能を強化するため、富山駅北口駅前広場空間の良質な都市景観や、富山駅東口周辺の自由通路や自転車駐車場の整備を実施する。 <p>○歩行者環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山駅北プールバル地区におけるまちなかウォークラブル推進事業と連携して、富山駅北側の利便性及び回遊性の向上を図る。 	<p>【基幹事業】(道路)富山駅東口周辺道路整備事業</p> <p>【基幹事業】(地域生活基盤施設 自転車駐車場)富山駅東口高架下自転車駐車場整備事業</p> <p>【基幹事業】(地域生活基盤施設 駐車場)富山駅東口高架下短時間駐車場整備事業</p> <p>【基幹事業】(地域生活基盤施設 情報板)富山駅東西自由通路案内サイン整備事業</p> <p>【提案事業】(地域創造支援事業)富山駅東西自由通路防犯カメラ設置事業</p> <p>【基幹事業】(滞在環境整備事業)社会実験の実施</p>
<p>【整備方針－2】 地域資源を活かした賑わい拠点の創出</p> <p>○賑わい拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における再開発事業等により、スポット的な賑わい空間の拡充を、地域全体へと拡充を図る。 <p>○交流拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の交流を促進するため、旧八人町小学校跡地を活用した賑わい拠点の整備を実施する。 <p>○賑わい空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の広域的な賑わいを創出するため、観光案内板等の整備やバナーフラッグ・ポスターボード等の設置 	<p>【基幹事業】(市街地再開発事業)中央通りD北地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【基幹事業】(市街地再開発事業)桜木町地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【提案事業】(地域創造支援事業)都心地区における市街地開発のあり方検討事業</p> <p>【基幹事業】(道路)市道区画街路3305号線外2線整備事業</p> <p>【基幹事業】(地域生活基盤施設)地域交流センター(旧八人町小学校跡地)事業</p> <p>【基幹事業】(高次都市施設 地域交流センター)地域交流センター(旧八人町小学校跡地)事業</p> <p>【協定制度等】 グランドプラザ、総曲輪商店街における都市利便増進協定による賑わいの向上</p>
<p>【整備方針－3】 多様なニーズに応える居住環境、都市構造の創造・誘導</p> <p>○多様なニーズに応える住宅ストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様なニーズに応える地区内での定住基盤を創出するため、住宅系再開発事業等を推進する。 <p>○多様なニーズに応える住宅供給の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内での定住促進を図るため、事業者や市民に対するソフト的な支援を実施する。 <p>○多様なニーズに応える都市構造の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き地や空き家、市街地の低密度化、防災及び減災などの諸課題を解決するため、多様な居住ニーズ等のあり方を検討する。 	<p>【基幹事業】(市街地再開発事業)中央通りD北地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【基幹事業】(市街地再開発事業)桜木町地区第一種市街地再開発事業</p> <p>【提案事業】(地域創造支援事業)まちなか居住推進事業</p> <p>【提案事業】(事業活用調査)まちなか街路景観デザイン方針作成事業</p> <p>【提案事業】(事業活用調査)立地適正化計画改定事業</p>
<p>その他</p>	
<p>【まちづくりの住民参加】</p> <p>中心市街地の活性化に向け、TMOである㈱市民プラザとともに、様々な市民団体(左下参照)が活動している。また、現在、再開発構想(右下参照)が進んでいる。</p> <p>【中心市街地において活動する主な市民団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりフォーラムとや街つく ・越中大手市場実行委員会 ・NPO法人まちなかライフスタイル研究会 ・NPO法人富山観光創造会議 ・価値創造プロジェクト(商工会議所内) <p>【現在施工中の再開発事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央通りD北地区第一種市街地再開発事業 ・商業施設、業務施設、共同住宅により定住促進、来街者の増加を図る。(令和9年完成予定) <p>【官民連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「㈱市民プラザ」や「一般社団法人ヤマチミライ」との連携によるエリアマネジメントを推進し、まちなかの賑わい創出や質の向上を図る。 ○富山駅自由通路や駅前広場における賑わい創出の新たな拠点づくりにより、地域の商工業者や農林業者などのサービス提供の効率性や生産性の向上を図る(稼ぐ力) ○地域の特性や資源を活かしたまちづくりを推進し、地域が主体となるまちづくり活動により、地域コミュニティの醸成や地域経済の活性化を図る。 <p>【政策間連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部局横断的かつ包括的な体制により、健康・医療・福祉政策等と都市政策が連携した「歩きたくなるまちづくり施策」に取り組む。 <p>【事業完了後の継続性、人材育成、維持管理費の低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【官民連携による新たな雇用や市場の創出】 <ul style="list-style-type: none"> ● 地元の商店街や事業者との連携により、定期的なイベントを開催し、賑わいの創出、商業の活性化を推進することで、地域の商業施設等の積極的な利用を推進し、新たな雇用や市場の創出につなげる。 ○【新たな担い手の育成・コミュニティの醸成】 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな都市再生推進法人の設立や、健康に対する意識やコミュニティへの参加意欲を高めるリーダーを育成する。 ○【適切な社会資本整備と効果的な施策による行政経費の抑制】 <ul style="list-style-type: none"> ● 民間主体の再開発等により、まちなかへの居住の推進及び、地域の特性や資源を活かしたまちづくりの推進により、地価の上昇・維持や行政経費の低減を図る。 ● まちなかや駅前の広場における展示・イベント等による賑わい創出、公共交通の活性化により、外出機会を増加させることで、歩行数の増、医療費の抑制につなげる。 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等														
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
				制度別詳細1 [道路占用許可特例(法第46条第10項)]	制度別詳細2 [河川敷地占用許可準則22]	制度別詳細3 [都市公園占用許可特例(法第46条第12項)]	制度別詳細4 [都市利便増進協定(法第46条第25項)]	制度別詳細5 [都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)]	制度別詳細6 [低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)]	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] [一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)]	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] [都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)]	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] [公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)]	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] [公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)]	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] [普通財産の活用(法第46条第14項第4号)]
1	●グランドプラザにおける都市利便増進協定による賑わいの向上 既に整備したグランドプラザに音響装置やミスト装置を設置し、魅力的な空間を演出することにより、新たなまちの賑わいを創出する。	R8~R12	株式会社市民プラザ (推進法人)					○						
2	●看板(バナーフラッグ)設置による魅力の向上や賑わいの創出 バナーフラッグを掲出し、その使用料によりイベントの開催や、歩行者空間の清掃、維持管理を行う。	R8~R12	協同組合 総曲輪通り商盛会	○										
3	●休憩施設の設置による賑わいの創出 休憩用ベンチを設置して適切に維持管理することにより、まちの賑わいを創出する。													
4														
5														

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] [路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)]	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] [駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)]	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] [集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)]
1					

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	看板(バナーフラッグ61箇所)	・アーケードの適切な維持管理や防犯カメラの設置、終日の照明点灯により、安心・安全な通りを実現する。 ・美化に務め、魅力ある歩行者空間を作る。 ・アーケード街を活用した地域活性化イベントを開催し、賑わいを創出する。
	2	休憩施設(ベンチ、いす 5箇所)	
	3		

路線名:市道区画街路2809号線(総曲輪通り)

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

路線名:市道区画道路第2809号線(総曲輪通り)

幅員:最大 11.0m 最小 6.0m 延長:264.0m



道路占用許可の特例を活用し、賑わいのあるまちづくりを行う予定の区域



<凡例>

- 道路占用許可特例の対象となる施設
- 1. 看板(バナーフラッグ) ●
- 2. 休憩施設(ベンチ、いす) ■

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

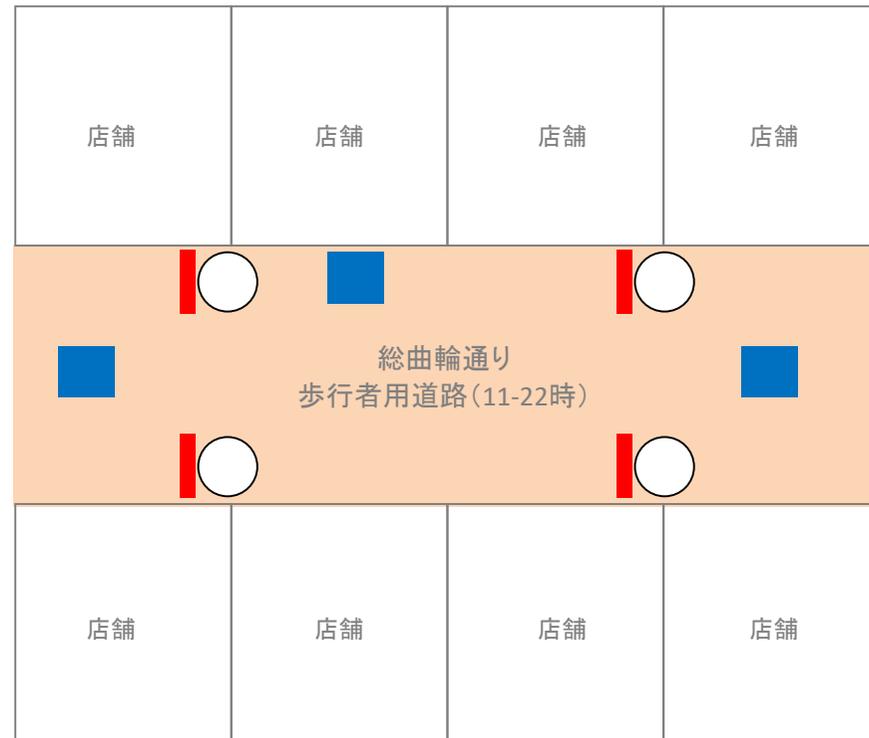
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

- 1. 看板(バナーフラッグ)
- 2. 休憩施設(ベンチ、いす)

富山市総曲輪三丁目地内
路線名:市道区画街路2809号線

※写真はバナーフラッグ等を設置した際のイメージ



<凡例>

- 道路占用許可の特例を活用する予定の区域
- 柱
- バナーフラッグ 61箇所
- 休憩施設 5箇所

休憩施設は、歩行者の邪魔にならないように設置する。

制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	グランドプラザにおける都市利便増進協定による賑わいの向上	R8～R12	株式会社市民プラザ(推進法人)
2			
4			
5			
6			

1. 協定締結者
(株)市民プラザ(都市再生整備推進法人)、富山市

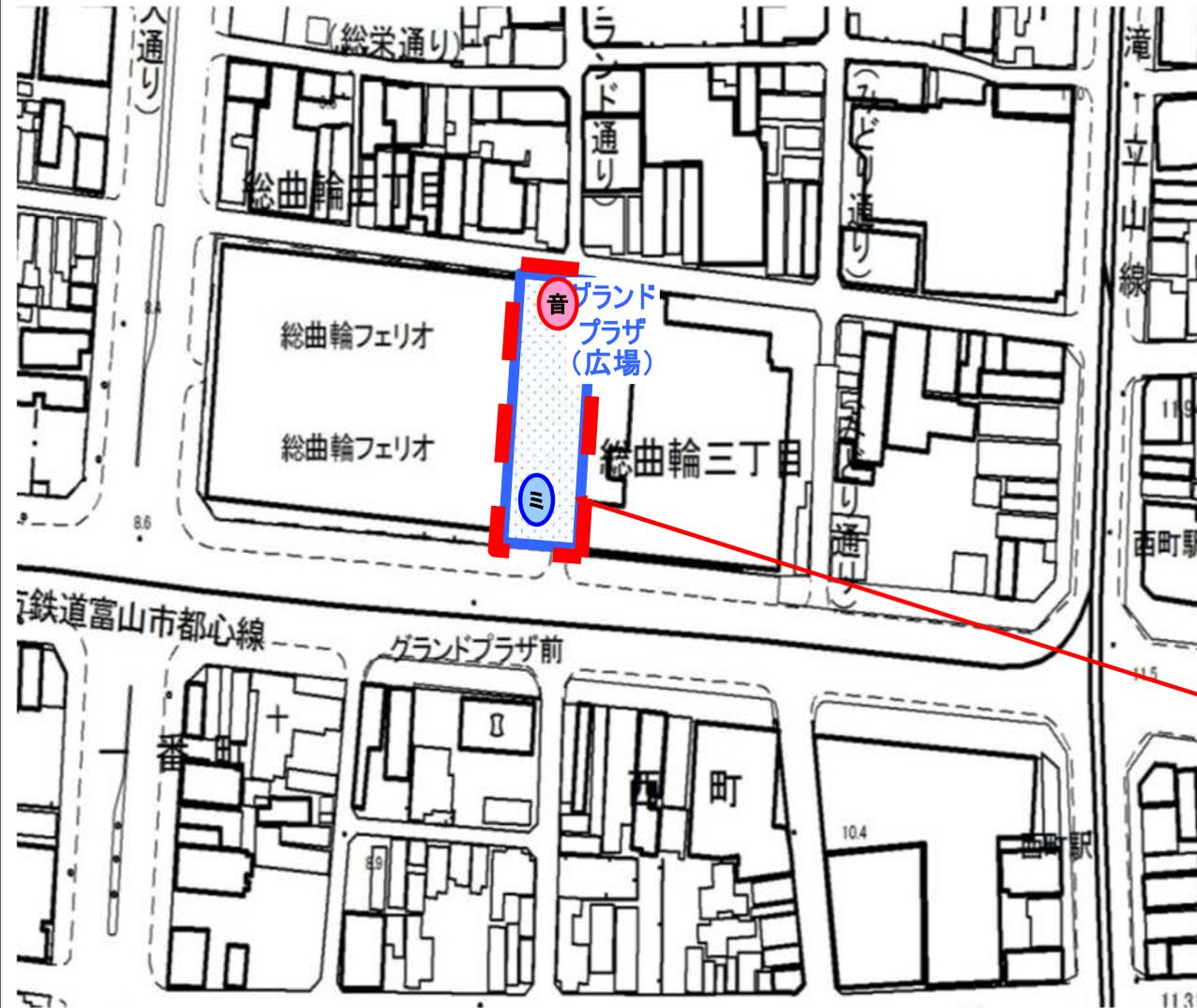
2. 都市利便増進協定を想定している区域
次ページ赤枠の範囲

3. 協定内容
(1)協定の目的となる都市利便増進施設
・グランドプラザ(広場)に設置する音響装置、ミスト装置
(2)費用負担
・推進法人が整備済(国、富山市が補助)
(3)都市利便増進施設の整備・管理方法
推進法人が、国や富山市からの補助金を活用して施設の整備を行う。(整備済)
また管理については、グランドプラザ利用料徴収による自主税源にて維持管理する。

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



当該地区で設置予定の都市利便増進施設:

①音響装置

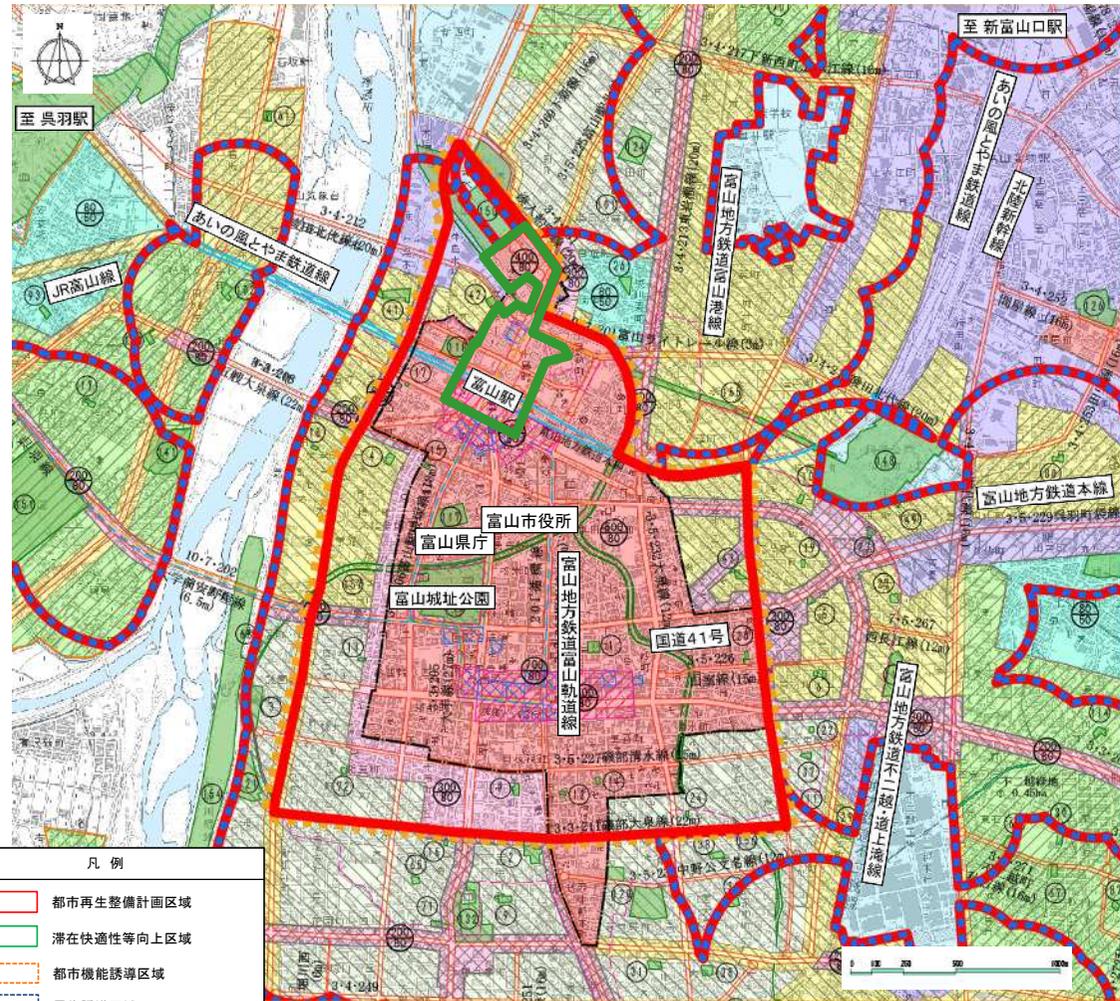
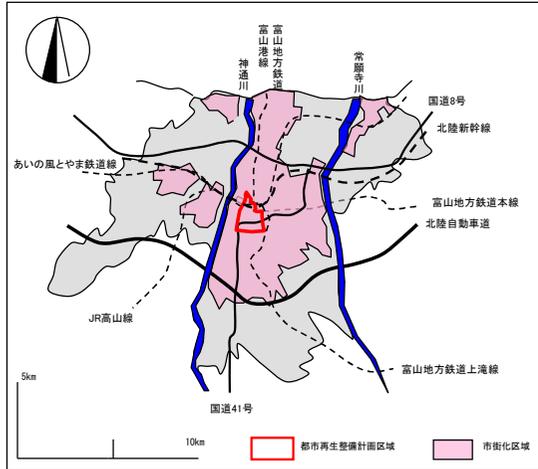


②ミスト装置



都市利便施設の一
体的な整備又は管
理が必要と認めら
れる区域
(約0.14ha)

とやましちゆうしんしがいちちくだい きとやまけん とやまし 富山市中心市街地地区(第5期)(富山県富山市)	面積	436 ha	区域 別添資料のとおり
--	----	--------	-------------



- 凡例
- 都市再生整備計画区域
 - 潜在快適性等向上区域
 - 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域

計 画 区 域

富山市相生町、赤江町、旭町、安住町、愛宕町1丁目、愛宕町2丁目、荒町、石倉町、泉町1丁目、泉町2丁目、一番町、今木町、牛島新町、牛島町、牛島本町1丁目、内幸町、梅沢町1丁目、越前町、蛭町、大泉町3丁目、太田口通り1丁目、太田口通り2丁目、太田口通り3丁目、大手町、上本町、北新町1丁目、北新町2丁目、小島町、五番町、桜木町、桜橋通り、桜町1丁目、桜町2丁目、山王町、三番町、七軒町、芝園町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、清水町3丁目、清水町4丁目、清水町5丁目、清水町6丁目、清水町7丁目、清水町8丁目、清水町9丁目、白銀町、新川原町、新桜町、神通本町1丁目、神通本町2丁目、新総曲輪、新富町1丁目、新富町2丁目、砂町、諏訪川原1丁目、諏訪川原2丁目、諏訪川原3丁目、千石町1丁目、千石町2丁目、千石町3丁目、千石町4丁目、千石町5丁目、総曲輪1丁目、総曲輪2丁目、総曲輪3丁目、総曲輪4丁目、宝町1丁目、宝町2丁目、辰巳町1丁目、辰巳町2丁目、千歳町1丁目、千歳町2丁目、千歳町3丁目、中央通り1丁目、中央通り2丁目、中央通り3丁目、堤町通り1丁目、堤町通り2丁目、土居原町、常盤町、豊川町、中野新町1丁目、西山王町、西四十物町、西田地方町1丁目、西町、八人町、旅籠町、東田地方町1丁目、東田地方町2丁目、日之出町、平吹町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、星井町1丁目、星井町2丁目、堀端町、本町、本丸、丸の内1丁目、丸の内2丁目、丸の内3丁目、南新町、南田町1丁目、南田町2丁目、向川原町、室町通り1丁目、室町通り2丁目、桃井町1丁目、桃井町2丁目、安田町、柳町1丁目、柳町2丁目、柳町3丁目、柳町4丁目、弥生町1丁目、弥生町2丁目の全部
及び磯部町1丁目、磯部町2丁目、磯部町3丁目、磯部町4丁目、稻荷町1丁目、梅沢町2丁目、梅沢町3丁目、於保多町、奥田新町、雄山町、鹿島町1丁目、鹿島町2丁目、木場町、芝園町1丁目、長柄町1丁目、長柄町2丁目、長柄町3丁目、西田地方町2丁目、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目、星井町3丁目、湊入船町、明輪町、安野屋町2丁目の各一部